

火薬類製造(丙種)・取扱保安責任者免状に関する手続(法第31条)

○提出書類

- ① 火薬類製造(丙種)・取扱保安責任者免状交付申請書・・・様式No.58

(注) 申請者の住所の欄は、住民票の住所のとおり記入すること。1部提出

- ② (公社)全国火薬類保安協会が発行する合格通知

- ③ 住民票

(注) 製造・取扱保安責任者試験受験願書提出後に住所に変更があった場合に添付すること。

- ④ 写真

(注) 写真の大きさは縦4.5cm横3.5cmで、裏面に氏名を記入すること。

- ⑤ 返信用封筒

(注) A4サイズの免状を折らずに送付できる程度の大きさの封筒に、送付希望先の住所を記入すること。なお、返信用封筒には、切手を貼付しないこと。

○提出部数 1部

○提出先 山口県産業労働部産業政策課産業資源班

○手数料 2,400円(納付済証を申請書左上の納付済証貼付欄に貼付してください。)

○手数料納付方法(令和8年10月以降)

・手数料収納窓口にて、申請書左上にあるQRコード、または山口県手数料納付連絡票に記載されたQRコードを提示し、手数料をお支払いください。

・手数料支払い後発行される「納付済証」を申請書にある納付済証貼付欄に貼付してください。

(注1) 納付済証は再発行できません。紛失されないよう十分ご注意ください。

(注2) 令和8年9月末までに購入された山口県収入証紙は、令和9年3月末日まで手数料の納付に使用できます。収入証紙につきましても、申請書左上「納付済証貼付欄」に貼付してください。